

議案第43号

日野町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について

日野町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年4月15日提出

日野町長 塔 田 淳 一



日野町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

地方における企業拠点の強化を促進する税制上の特例措置が2年間延長されたことを踏まえ、「地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令」が一部改正されたことにより、この条例の適用となる認定事業者の要件である当該認定事業者が地域再生法に基づく計画認定を受ける期限を延長しようとするもの。

2 改正内容

この条例の適用を受ける認定事業者は、令和4年3月31日までに地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について認定を受けた者とする。 (現行の「令和2年3月31日まで」を2年延長)

3 附則規定

(施行月日)

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に計画認定を受けた認定事業者についても適用する。

日野町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

日野町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成28年日野町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(固定資産税の課税免除及び不均一課税)</p> <p>第2条 第1条に規定する平成27年10月8日から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日までの間に、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)第2条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(平成27年10月8日以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建築の着手があつた場合における当該土地に限る。以下「固定資産」という。)に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度以降3年度分(以下「第1年度」といふ)に限り、第1年度から第3年度まで第17条の2第1項第1号に掲げる事業について、第1年度から第3年度まで課税免除とし、法第17条の2第1項第2号に掲げる事業は、日野町条例(昭和45年日野町条例第24号)第62条の規定にかかわらず、100分の0.15とする。</p>	<p>(固定資産税の課税免除及び不均一課税)</p> <p>第2条 第1条に規定する平成27年10月8日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日までの間に、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)第2条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(平成27年10月8日以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建築の着手があつた場合における当該土地に限る。以下「固定資産」という。)に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度以降3年度分(以下「第1年度」といふ)に限り、第1年度から第3年度まで課税免除とし、法第17条の2第1項第2号に掲げる事業は、日野町条例(昭和45年日野町条例第24号)第62条の規定にかかわらず、100分の0.15とする。</p>

この条例は、公布の日から施行し、改正後の日野町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

